

資料2-4

長野県景観育成計画における景観育成基準（重点地域・特定地区を除く）

1 共通事項

- (1) 信州の景観の特徴となっている眺望景観の質を高めるため、次に掲げる事項に留意し、地域への導入部となる街路等からの見通しや地域の優れた見晴らし景観と調和した一体的な景観の育成に努めること。
- ア 良好的な景観の育成に資する被眺望地となる景勝地等への眺望を阻害するがないよう努めること。
 - イ ランドマーク等への眺望を阻害するがないよう努めること。
 - ウ 沿道等からの眺望景観を保全するため、スカイラインの保全や周辺の基調となる優良な景観との調和に努めること。
- (2) うるおいのある良好な空間をつくるため、緑化にあたっては、既存の樹木を極力活かすとともに、大径木や良好な樹木などを活用するとともに、周辺の樹木と調和した樹種や地域の自然植生を考慮した樹種を選定するなど、地域の特性を生かしたものとし、周辺の景観と調和するよう努めること。
- (3) 建築物の建築、工作物の設置、土地の形質変更等の行為は、景観に与える影響が大きいため、このような行為を行うに当たっては、景観を阻害しないことはもとより、周辺の基調となる優良な景観に調和し、さらに、良好な景観の創造に資するよう、次のとおりとする。
- ア 広域的な観点から景観に与える影響に配慮するとともに、地域の景観の育成に寄与するよう配慮すること。
 - イ 威圧感や殺風景な印象を与えないよう配慮するとともに、屋上設備や広告物等付帯設備を含め全体としてまとまりのある景観の育成に配慮すること。
 - ウ 建築物が連坦する地域にあっては、まち並みという連続した空間の一部であることを認識し、一体性の確保に配慮すること。

2 各地区区分ごとの基準

区分	都市	沿道	田園	山地・高原
(1) 建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更				
ア 配置	<p>(ア) 周辺と壁面線を合わせつつ、極力道路から後退し、連続した沿道の空間を構成するよう努めること。</p> <p>(イ) 隣接地と相互に協力して、まとまった空間を生み出すように努めること。</p> <p>(ウ) 敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺がある場合、これを生かせる配置とすること。</p> <p>(エ) 地域のランドマークやスカイライン等への眺望を極力阻害しないような配置とすること。</p>	<p>(ア) 特に支障のある場合を除いて、5メートル以上道路から後退するように努めること。</p> <p>(イ) 隣接の敷地境界からできるだけ離し、ゆとりのある空間を確保すること。</p>	<p>(ア) 道路からできるだけ後退し、道路側に空地を確保するよう努めること。</p>	<p>(ア) 道路側に既存林を残せるように10メートル以上後退するよう努めること。</p>
イ 規模	<p>(ア) 周辺の基調となる景観から著しく突出した印象を与えないような規模、建築物等と敷地との釣り合い、高さとすること。</p> <p>(イ) 高さは周辺のまち並みとしての連続性に配慮するとともに、高層の場合、圧迫感を生じないよう努めること。</p>	<p>(ア) 高層の場合には、空地を十分にとり圧迫感等を生じないよう努めること。</p>	<p>(ア) 個々の建築物等の規模、高さは極力おさえ、周辺の田園景観との調和に努めること。</p>	<p>(ア) 高さは原則として周辺の樹木の高さ以内にとどめるよう努め、樹高以上になる場合には周辺の景観と調和するよう形態等に特に配慮すること。</p>
ウ 形態・意匠	<p>(ア) 周辺の基調となる景観に調和した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態とすること。</p> <p>(イ) 周辺の建築物等の形態との調和に努めるこど。</p> <p>(ウ) 建築物等の上部及び正面のデザインに特に留意し、都市美の形成やランドマークの形成にも努めること。</p> <p>(エ) 周辺に伝統的な様式を持つ建築物が多い場合には、その様式を継承し又は取り入れた意匠とするように努めること。</p> <p>(オ) 大規模な平滑面が生じないよう、陰影等壁面の処理に配慮すること。</p> <p>(カ) 周辺の基調となる建築物等に比べて、規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図ること。</p> <p>(キ) 河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮すること。</p> <p>(ク) 屋上設備は外部から見えにくいよう、壁面、ルーバーの設置等の工夫をすること。</p> <p>(ケ) 非常階段、パイプ等付帯設備や付帯の広告物等は、繁雑な印象を与えないようにデザインに配慮し、建築物等本体との調和を図ること。</p>	<p>(ア) 背景のスカイライン及び周辺の建築物等の形態との調和に努めること。</p> <p>(ア) 建築物等の上部及び正面のデザインを工夫して質の高いものとなるよう努めること。</p>	<p>(ア) 背景のスカイライン及び田園の広がりに調和する形態とすること。</p> <p>(ア) 屋根は原則としてこう配屋根で、適度な軒の出を有するものとし、こう配は背景のスカイライン、周辺の建築物との調和に努めること。</p>	<p>(ア) 周辺の山並みと調和する形態とすること。</p> <p>(ア) 屋根は原則としてこう配屋根で、適度な軒の出を有するものとし、こう配は周辺のスカイラインとの調和に努めること。</p>

区分	都 市	沿 道	田 地	山 地・高 原
工 材料	<p>(ア) 周辺の景観と調和し、耐久性に優れた材料を用いること。</p> <p>(イ) 反射光のある素材を使用する場合は周辺との調和に十分配慮すること。</p> <p>(ウ) 地域の優れた景観を特徴づける素材を活用すること。</p>	<p>(イ) 反射光のある素材を壁面の大部分に使用することは避けること。</p>		<p>(イ) 反射光のある素材を極力使用しないように努め、やむを得ず使用する場合には、着色等の工夫をすること。</p>
才 色彩等	<p>(ア) けばけばしい色彩とせず、周辺の建築物等と調和した色調とすること。</p> <p>(イ) 多色使い、アクセント色の使用等に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。</p> <p>(ウ) 照明を行う場合は、周辺の建築物等との調和に留意すること。</p>	<p>(ア) けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観又は周辺の建築物等と調和した色調とすること。</p> <p>(イ) 使用する色数を少なくするよう努めること。</p>	<p>(ア) けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の田園や集落の景観と調和した色調とすること。</p>	<p>(ア) けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の自然景観と調和した色調とすること。</p>
力 敷地の 緑化	<p>(ア) 敷地境界には樹木等を活用し、門、塀等による場合は、周辺の景観と調和するよう配慮すること。</p> <p>(イ) 周辺の建築物等に比べて相当大規模な建築物等にあっては、建物まわりの緑化により圧迫感、威圧感の軽減に努めること。</p> <p>(ウ) 駐車場、自転車置場、焼却炉等を設ける場合には、道路等から直接見えにくいように周囲の緑化に努めること。</p> <p>(エ) 使用する樹種は地域の風土にあったものとし、特に道路等の公共空間や周囲の緑化との連続性に配慮すること。</p> <p>(オ) 河川等がある場合は、樹木を活用して、水辺の景観に配慮すること。</p>			<p>(イ) 使用する樹種は周辺の樹林等、周辺の景観と調和するものとすること。</p>
キ 公衆の 関心を引く目的で外観に施される形態又は色彩その他の意匠(特定外観意匠)に関する付加基準	<p>(ア) 配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路等からできるだけ後退させるよう努めること。 ・ 河川等の水辺や山並みなどの眺望を阻害しないように努めること。 <p>(イ) 規模、形態・意匠</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基調となる周辺景観に調和する形態・意匠とし、必要最小限の規模とすること。 <p>(ウ) 材料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとすること。 ・ 反射光のある素材を使用する場合は、周辺との調和に十分配慮すること。 <p>(エ) 色彩等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ けばけばしい色彩とせず、周辺の建築物等と調和した色調とすること。 ・ 多色使いに際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。 ・ 光源で動きのあるものは、周辺の景観との調和に留意すること。 		<p>(ウ) 材料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとすること。 ・ 反射光のある素材を極力使用しないように努め、やむを得ず使用する場合は、着色等の工夫をすること。 <p>(エ) 色彩等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の自然景観と調和した色調とすること。 ・ 使用する色数を少なくするよう努めること。 ・ 光源で動きのあるものは、原則として避けること。 	
(2) 土地の形質の変更				
変更後の土地の形状、修景、緑化等	<p>(ア) 大規模な法面、擁壁をできるだけ生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかなこう配とし、緑化に努めること。</p> <p>(イ) 拥壁は材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の景観との調和を図ること。</p> <p>(ウ) 敷地内にある良好な樹木、その他の樹木、河川、水辺等は極力保全し、活用するよう努めること。</p>			<p>(ア) 敷地内にある良好な樹木、樹木、河川、水辺等は極力保全し、活用するよう努めること。</p>
(3) 土石の採取及び鉱物の掘採				
採取等の方法、採取等後の緑化等	<p>(ア) 周辺からは目立ちにくくよう、採取の位置、方法を工夫し、敷地周辺の緑化等に努めること。</p> <p>(イ) 採取後は、自然植生と調和した緑化等により修景すること。</p>			
(4) 屋外における物件の集積又は貯蔵				
集積、貯蔵の方法及び遮へい方法	<p>(ア) 物件を積み上げる場合には、高さをできるだけ低くするとともに、整然と、かつ威圧感のないように積み上げること。</p> <p>(イ) 道路等から見えにくくよう遮へいし、その際には植栽の実施、木柵の設置等周辺の景観に調和するよう努めること。</p>			

※地域区分

- (1) 都市 都市計画法に基づき用途地域として定められた地域
- (2) 沿道 高速自動車国道、一般国道、主要地方道及びこれらに準ずる道路の両側30メートル以内
- (3) 田園 国土利用計画法に基づき都市地域及び農業地域として定められた地域((1)及び(2)に掲げる地域を除く。)
- (4) 山地・高原 (1)、(2)及び(3)に掲げる地域を除く地域

浅間山麓景観育成重点地域景観計画における景観育成基準

区分	都市	沿道	田園	山地・高原
(1) 建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更				
ア 配置	(ア) 周辺と壁面線を合わせつつ、極力道路から後退し、連続した沿道の空間を構成するよう努めること。 (イ) 隣接地と相互に協力して、まとまった空間を生み出すように努めること。 (ウ) 敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺がある場合、これを生かせる配置とすること。 (エ) 浅間山や佐久平への眺望を極力阻害しないような配置とすること。 (オ) 電柱、鉄塔類はできるだけ目立たないよう設置すること。	(ア) 道路からできるだけ後退し、道路側に空地を確保するように努めること。大規模行為にあっては、特に支障がある場合を除いて、5メートル以上道路から後退するよう努めること。 (イ) 隣地の敷地境界からできるだけ離し、ゆとりのある空間を確保すること。	(ア) 道路からできるだけ後退し、道路側に空地を確保するよう努めること。	(ア) 高原美を損なうことのないように道路からできるだけ後退し、良好な空間の確保に努めること。大規模行為にあっては、道路側に既存林を残せるように10メートル以上後退するよう努めること。 (イ) 浅間山や佐久平への眺望を極力阻害しないような配置すること。地形の高低差がある場合は、それを生かして、周辺の自然景観に調和するような配置とし、りょう線や斜面上部への配置はできるだけ避けること。
イ 規模	(ア) 浅間山や佐久平への眺望をできるだけ阻害しないようにするとともに、周辺の基調となる景観から著しく突出した印象を与えないような規模、建築物等と敷地の釣り合い、高さとすること。 (イ) 高さは周辺のまち並みとしての連續性に配慮するとともに、高層の場合、圧迫感を生じないよう努めること。	(ア) 個々の建築物等の規模、高さは極力おさえ、空地を十分にとり圧迫感を生じさせないようにし、周辺の景観等との調和に努めること。	(ア) 個々の建築物等の規模、高さは極力おさえ、周辺の自然景観等との調和に努めること。	(ア) 高さは原則として周辺の樹木の高さ以内にとどめ、樹高以上になる場合には、背景となる浅間山や周辺景観と調和するように努めること。
ウ 形態・意匠	(ア) 建築物等の形態との調和に努めること。 (イ) 建築物等の上部及び正面のデザインに特に留意し、都市美の育成やランドマークの育成にも努めること。 (ウ) 壁面は、大規模な平滑面が生じないよう、陰影等の処理に配慮すること。 (エ) 周辺の基調となる建築物に比べて、規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により、圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図ること。 (オ) 河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮すること。 (カ) 屋上の設備は外部から見えにくいよう、壁面、ルーバーで覆う等の工夫をすること。 (キ) 屋外階段、ベランダ、パイプ類等の付帯設備や付帯の広告物等は、煩雑な印象を与えないよう、デザインに配慮し、建築物等本体との調和を図ること。	(ア) 浅間山、背景のスカイライン、周囲の建築物等の形態との調和に努めること。 (イ) 屋根の形状は原則としてこう配屋根で適度な軒の出を有するものとし、こう配は背景のスカイラインや周辺の建築物等との調和に努めること。	(ア) 壁面等は、大規模な平滑面が生じないよう、陰影等の処理に配慮すること。	(ア) 壁面等は、大規模な平滑面が生じないよう、陰影等の処理に配慮すること。
エ 材料	(ア) 周辺景観と調和し、耐久性に優れた材料を用いること。 (イ) 反射光のある素材を使用する場合は周辺との調和に十分配慮すること。 (ウ) 地域の優れた景観を特徴づける素材を活用すること。	(ア) 反射光のある素材を極力しないよう努め、やむを得ず使用する場合は、着色等の工夫をすること。また、壁面の大部分に使用することは避けること。		
オ 色彩等	(ア) けばけばしい色彩とせず、周辺の建築物等と調和した色調とすること。 (イ) 多色使い、アクセント色の使用等に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。 (ウ) 照明を行う場合は、周辺の環境に留意すること。	(ア) けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観又は周辺の建築物等と調和した色調とすること。 (イ) 使用する色数を少なくするよう努めること。	(ア) けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の自然景観と調和した色調とすること。特に緑色、青色、紫色、桃色、赤色及び黄色系は自然との調和が図りにくいので、彩度が低くても使用に当たっては十分留意すること。	

区分	都 市	沿 道	田 地	山 地・高 原
オ 色彩等	(I) 光源で動きのあるものは、周辺景観との調和に留意すること。	(I) 光源で動きのあるものは、原則として避けること。		
カ 敷地の緑化	(ア) 敷地境界には樹木等を活用し、門、塀等による場合は、周辺の景観と調和するよう配慮すること。 (イ) 建築物等の周囲は緑化することにより、圧迫感、威圧感の軽減に努めること。 (ウ) 駐車場、自転車置場等を設ける場合には、道路等から直接見えにくいように周囲の緑化に努めること。 (エ) 緑化に使用する樹種は、地域の風土にあったものとし、特に道路等の公共空間や周囲の緑化との連續性に配慮すること。 (オ) 河川等がある場合は、樹木を活用して、水辺の景観に配慮すること。 (カ) 敷地内の樹木は、できるだけ残すよう努めること。		(ア) 塀、遮へい物はできるだけ設けず、やむを得ず設ける場合は、樹木等を活用し、周辺景観と調和するよう配慮すること。	
			(I) 緑化に使用する樹種は、周辺の樹林等周辺景観と調和させるとともに、四季を彩る落葉樹などを活用するよう努めること。	
キ 特定外観意匠に関する付加基準	(7) 配置 ・ 道路等からできるだけ後退させるよう努めること。 ・ 河川等の水辺や山並みなどの眺望を阻害しないように努めること。			
	(イ) 規模、形態・意匠 ・ 基調となる周辺景観に調和する形態・意匠とし、必要最小限の規模とすること。 ・ 周辺の建築物の屋根の高さを超えないよう努めること。			
	(ウ) 材料 ・ 周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとすること。 ・ 反射光のある素材を使用する場合は、周辺との調和に十分配慮すること。	(ウ) 材料 ・ 周辺景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとすること。 ・ 反射光のある素材は、極力使用しないよう努め、やむを得ず使用する場合は、着色等の工夫をすること。また、壁面の大部分に使用することは避けること。		
	(エ) 色彩等 ・ けばけばしい色彩とせず、周辺建築物等と調和した色調とすること。 ・ 多色使いに際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。 ・ 光源で動きのあるものは、周辺の景観との調和に留意すること。	(イ) 色彩等 ・ けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観又は周辺の建築物等と調和した色調とすること。 ・ 使用する色数は少なくするよう努めること。 ・ 光源で動きのあるものは、原則として避けること。	(イ) 色彩等 ・ けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の自然景観と調和した色調とすること。特に、緑色、青色、紫色、桃色、赤色及び黄色系は自然との調和が図りにくいので、彩度が低くても使用に当たっては十分留意すること。 ・ 使用する色数は少なくするよう努めること。 ・ 光源で動きのあるものは、原則として避けること。	
(2) 土地の形質の変更				
変更後の土地の形状、修景、緑化等	(ア) 大規模な法面、擁壁ができるだけ生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかなこう配とし、緑化に努めること。 (イ) 拥壁は材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の景観との調和を図ること。 (ウ) 敷地内にある良好な樹林、樹木、河川、水辺等は極力保全し、活用するよう努めること。 (エ) 団地開発では、電柱類はできるだけ道路側に設置しないよう努めること。			
(3) 土石の採取及び鉱物の掘採				
採取等の方 法、採取等 後の緑化等	(ア) 周辺からは目立ちにくいうよう、採取の位置、方法を工夫し、敷地周辺の緑化等に努めること。 (イ) 採取後は、自然植生と調和した緑化等により修景すること。	(イ) 採取等後は、自然植生と調和した緑化等により修景すること。		
(4) 屋外における物件の集積又は貯蔵				
集積、貯蔵 の方法及び 遮へい方法	(ア) 物件を積み上げる場合には、高さをできるだけ低くするとともに、整然と、かつ威圧感のないように積み上げること。 (イ) 道路等から見えにくいように遮へいし、その際には植栽などを行い周辺の景観に調和するよう努めること。			

国道147号・148号沿道景観育成重点地域景観計画における景観育成基準

区分	都市	沿道	田園
(1) 建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更			
ア 配置	<p>(ア) 周辺と壁面線を合わせつつ、極力道路から後退し、連続した沿道の空間を構成するよう努めること。</p> <p>(イ)隣接地と相互に協力して、まとまった空間を生み出すように努めること。</p> <p>(ウ)敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺がある場合、これを生かせる配置とすること。</p> <p>(エ)北アルプスへの眺望を極力阻害しないような配置とすること。</p> <p>(オ)電柱、鉄塔類はできるだけ目立たないよう設置すること。</p>	<p>(ア)道路からできるだけ後退し、道路側に空地を確保するように努めること。大規模行為にあっては、特に支障がある場合を除いて、5メートル以上道路から後退するよう努めること。</p> <p>(イ)隣地の敷地境界からできるだけ離し、ゆとりのある空間を確保すること。</p>	<p>(ア)道路できるだけ後退するとともに、道路側に空地を確保するように努めること。別荘団地にあっては、道路側に既存林を残せるように原則として10メートル以上後退するように努めること。</p>
イ 規模	<p>(ア) 北アルプスや仁科三湖への眺望をできるだけ阻害しないような規模、建築物等と敷地の釣り合い、高さとすること。</p> <p>(イ) 高さは周辺のまち並みとしての連續性に配慮するとともに、高層の場合、圧迫感を生じないよう努めること。</p>	<p>(ア)高層の場合には、空地を十分にとり圧迫感を生じないように努めること。</p>	<p>(ア)個々の建築物等の規模は極力おさえ、高さは、原則として周辺の樹木の高さ以内にとどめるように努めること。樹高以上となる場合は、北アルプスや周辺景観との調和に特に配慮すること。</p>
ウ 形態・意匠	<p>(ア)背景となる北アルプスの山並みや周辺の建築物等と調和した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態とすること。</p> <p>(イ)建築物等の上部及び正面のデザインに特に留意し、都市美の育成やランドマークの育成にも努めること。</p> <p>(ウ)壁面等は、大規模な平滑面が生じないよう、陰影等の処理に配慮すること。</p> <p>(エ)周辺の基調となる建築物に比べて、規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により、圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図ること。</p> <p>(オ)河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮すること。</p> <p>(カ)屋上の設備は外部から見えにくいよう、壁面、ルーバーで覆う等の工夫をすること。</p> <p>(キ)屋外階段、ベランダ、パイプ類等の付帯設備や付帯の広告物等は、煩雑な印象を与えないよう、デザインに配慮し、建築物等本体との調和を図ること。</p>	<p>(ア)屋根の形状は原則としてこう配屋根で適度な軒の出を有するものとし、こう配は背景のスカイラインや周辺の建築物等との調和に努めること。</p>	
エ 材料	<p>(ア)周辺景観と調和し、耐久性に優れた材料を用いること。</p> <p>(イ)反射光のある素材を使用する場合は周辺との調和に十分配慮すること。</p> <p>(ウ)地域の優れた景観を特徴づける素材を活用すること。</p>	<p>(ア)反射光のある素材を極力しないよう努め、やむを得ず使用する場合は、着色等の工夫をすること。また、壁面の大部分に使用することは避けること。</p>	
オ 色彩等	<p>(ア)けばけばしい色彩とせず、周辺の建築物等と調和した色調とすること。</p> <p>(イ)多色使い、アクセント色の使用等に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。</p> <p>(ウ)照明を行う場合は、周辺の環境に留意すること。</p> <p>(エ)光源で動きのあるものは、周辺景観との調和に留意すること。</p>	<p>(ア)けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観又は周辺の建築物等と調和した色調とすること。</p> <p>(イ) 使用する色数を少なくするよう努めること。</p> <p>(ウ) 照明を行う場合は、設置場所周辺の環境に留意すること。</p> <p>(エ)光源で動きのあるものは、原則として避けること。</p>	<p>(ア)けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の自然景観と調和した色調とすること。特に、緑色、青色、紫色、桃色、赤色及び黄色系は自然との調和が図りにくいので、彩度が低い場合でも使用にあたっては十分留意すること。</p>

区分	都 市	沿 道	田 園
カ 敷地の緑化	(ア) 敷地境界には樹木等を活用し、門、塀等による場合は、周辺景観と調和するよう配慮すること。 (イ) 建築物等の周囲は緑化することにより、圧迫感、威圧感の軽減に努めること。 (ウ) 駐車場、自転車置場等を設ける場合は、道路等から直接見えにくいように周囲の緑化に努めること。 (エ) 緑化に使用する樹種は、地域の風土にあったものとし、特に道路等の公共空間や周囲の緑化との連続性に配慮すること。 (オ) 河川等がある場合は、樹木を活用して、水辺の景観に配慮すること。 (カ) 敷地内の樹木は、できるだけ残すよう努めること。	(イ) 緑化に使用する樹種は、周辺の樹林等周辺景観と調和するものとすること。	
キ 特定外観意匠に関する付加基準	(ア) 配置 ・ 道路等からできるだけ後退させるように努めること。 ・ 河川等の水辺や山並みなどの眺望を阻害しないように努めること。 (イ) 規模、形態・意匠 ・ 基調となる周辺景観に調和する形態・意匠とし、集合化するなど必要最小限の規模とすること。 ・ 周辺の建築物の屋根の高さを超えないよう努めること。 (ウ) 材料 ・ 周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとすること。 ・ 反射光のある素材を使用する場合は、周辺との調和に十分配慮すること。 (エ) 色彩等 ・ けはけばしい色彩とせず、周辺の建築物等と調和した色調とすること。 ・ 多色使いに際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。 ・ 光源で動きのあるものは、周辺の景観との調和に留意すること。	(ウ) 材料 ・ 周辺景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとすること。 ・ 反射光のある素材は、極力使用しないよう努め、やむを得ず使用する場合は、着色等の工夫をすること。また、壁面の大部分に使用することは避けること。 (エ) 色彩等 ・ けはけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観又は周辺の建築物等と調和した色調とすること。 ・ 使用する色数を少なくするように努めること。 ・ 光源で動きのあるものは、原則として避けること。	(イ) 色彩等 ・ けはけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の自然景観と調和した色調とすること。特に、緑色、青色、紫色、桃色、赤色及び黄色系は自然との調和が図りにくいので、彩度が低い場合でも使用にあたっては十分留意すること。 ・ 使用する色数を少なくするように努めること。 ・ 光源で動きのあるものは、原則として避けること。
(2) 土地の形質の変更			
変更後の土地の形状、修景、緑化等	(ア) 大規模な法面、擁壁をできるだけ生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかなこう配とし、緑化に努めること。 (イ) 拥壁は材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の景観との調和を図ること。 (ウ) 敷地内にある良好な樹林、樹木、河川、水辺等は極力保全し、活用するよう努めること。 (エ) 団地開発では、電柱類はできるだけ道路側に設置しないように努めること。	(エ) 団地開発では、電柱類はできるだけ道路側に設置しないようにするとともに、北アルプスへの眺望を阻害しないように努めること。	
(3) 土石の採取及び鉱物の掘採			
採取等の方法、採取等後の緑化等	(ア) 周辺からは目立ちにくいやう、採取等の位置、方法を工夫し、敷地周辺の緑化等に努めること。 (イ) 採取等後は、自然植生と調和した緑化等により修景すること。		
(4) 屋外における物件の集積又は貯蔵			
集積、貯蔵の方法及び遮へい方法	(ア) 物件を積み上げる場合には、高さをできるだけ低くするとともに、整然と、かつ威圧感のないように積み上げること。 (イ) 道路等から見えにくいやう遮へいし、その際には植栽などをを行い周辺の景観に調和するように努めること。		

ハケ岳山麓景観育成重点地域景観計画における景観育成基準

区分	沿道	山麓田園	山地高原
(1) 建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更			
ア 配置	<p>(ア) 道路からできるだけ後退し、道路側に空地を確保するように努めること。 大規模行為にあっては、特に支障がある場合を除いて、道路から5メートル以上後退するように努めること。</p> <p>(イ) 敷地境界からできるだけ離し、ゆとりのある空間を確保すること。</p> <p>(ウ) 敷地内に樹木や河川、水辺等がある場合は、これらを生かせる配置とすること。</p> <p>(エ) ハケ岳への眺望を極力阻害しない配置とすること。特にハケ岳への眺望が得られる側については、道路から可能な限り後退するように努めること。</p> <p>(オ) 電柱、鉄塔類はできるだけ目立たない位置に設置すること。また、団地開発ではできるだけ電線の地中化や電柱類を道路側に設置しないようにする等ハケ岳の眺望を阻害しないように努めること。</p>	<p>(ア) 道路からできるだけ後退し、道路側に空地を確保するように努めること。</p> <p>(イ) 隣地の敷地境界からできるだけ離し、ゆとりのある空間を確保すること。</p>	<p>(ア) 道路からできるだけ後退し、良好な空間の確保に努めること。大規模行為にあっては、既存樹林を残置できるように道路から10メートル以上後退するように努めること。</p> <p>(イ) ハケ岳への眺望を極力阻害しないような配置とすること。地形の高低差がある場合はそれを生かして周辺の自然景観に調和するような配置とし、りょう線や斜面上部への配置はできるだけ避けること。</p> <p>(オ) 電柱、鉄塔類は樹林内等のできるだけ目立たない位置に設置すること。また、団地開発ではできるだけ電線の地中化や電柱類を道路側に設置しないようにする等ハケ岳の眺望を阻害しないよう努めること。</p>
イ 規模	<p>(ア) ハケ岳への眺望をできるだけ阻害しないようにするとともに、周囲の基調となる景観から著しく突出した印象を与えない規模、建築物等と敷地の釣り合いとすること。</p> <p>(イ) 個々の建築物等の規模、高さは極力抑え、周辺の自然景観、田園景観等との調和に努めること。特に防風林等の樹林に隣接した位置については、樹高を超えない高さとなるよう努めること。</p>	<p>(ア) ハケ岳への眺望をできるだけ阻害しないようにするとともに、周囲の基調となる景観から著しく突出した印象を与えない規模、建築物等と敷地の釣り合いとすること。</p> <p>(イ) 高さは原則として周辺の樹木の高さ以内とし、樹高を超える高さとなる場合は、周辺景観と調和したものとなるよう努めること。</p>	
ウ 形態・意匠	<p>(ア) ハケ岳や背景となる山並みのスカイライン、防風林等の樹林、周囲の建築物等の形態、史跡などの文化遺産との調和に努めること。</p> <p>(イ) 屋根の形状は原則としてこう配屋根で適度な軒の出を有するものとし、こう配は背景のスカイラインや周辺の建築物等との調和に努めること。</p> <p>(ウ) 壁面等は、大規模な平滑面が生じないよう、陰影等の処理に配慮すること。</p> <p>(エ) 周辺の基調となる建築物に比べて、規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により、圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図ること。</p> <p>(オ) 屋上の設備は外部から見えにくいよう、壁面、ルーバーで覆う等の工夫をすること。</p> <p>(カ) 屋外階段、ペランダ、パイプ類等の付帯設備や付帯の広告物等は、煩雑な印象を与えないよう、デザインに配慮し、建築物等本体との調和を図ること。</p>	<p>(ア) ハケ岳の山並みや湖沼、周囲の建築物等の形態との調和に努めること。</p>	
エ 材料	<p>(ア) 周辺景観と調和し、耐久性に優れた材料を用いること。</p> <p>(イ) 反射光のある素材を極力用いないように努めること。</p>		<p>(ア) 周辺景観と調和し、耐久性に優れた材料を用いること。特に別荘地内においては、木材等の自然素材の使用に努めること。</p>
オ 色彩等	<p>(ア) けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観あるいは建築物等と調和した色調とすること。</p> <p>(イ) 使用する色数はできるだけ少なくするよう努めること。</p> <p>(ウ) 照明を行う場合は、設置場所周辺の環境に留意し、過度なものとならないように留意すること。</p> <p>(エ) 光源で動きのあるものは、原則として避けること。</p>		<p>(ア) けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観あるいは建築物等と調和した色調とすること。</p> <p>(ウ) 照明を行う場合は、安全性の確保等に必要な最小限度にどめ、かつ設置場所の自然環境や周辺環境に留意すること。</p>

区分	沿道	山麓田園	山地高原
カ 敷地の緑化	<p>(ア) 敷地内の優れた樹木や防風林等がある場合は、可能な限り保存若しくは移植し、修景に生かすこと。</p> <p>(イ) 建築物等の周囲は緑化することにより、圧迫感、威圧感の軽減に努めること。</p> <p>(ウ) 駐車場、自転車置場等を設ける場合は、道路等から直接見えにくいように周囲の緑化に努めること。</p> <p>(エ) 緑化に使用する樹種は、周辺の防風林等の樹林や緑地等と調和した地域の風土にあったものとするように努めること。</p> <p>(オ) 河川等がある場合は、樹木を活用して、水辺の景観に配慮すること。</p> <p>(カ) 敷地境界には樹木等を活用し、門、塀等による場合は、自然素材を用いる等、周辺景観と調和するように配慮すること。特に現状において生垣が形成されている集落内沿道では、やむを得ない場合を除き生垣とすること。</p>	<p>(イ) 緑化に使用する樹種は、周辺の樹林等の景観と調和させるとともに、高原に適した樹種の活用に努めること。</p>	<p>(カ) 敷地境界には塀等の遮へい物はできるだけ設けないこと。やむを得ず設ける場合は、生垣とすること。</p>
キ 特定外観意匠に関する付加基準	<p>(ア) 配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路からできるだけ後退させるよう努めること。 ・ 八ヶ岳や周辺の山並み、湖沼等への眺望を阻害しないように努めること。 ・ 建築物等の屋上への掲出は、眺望を阻害しないようにできるだけ控えること。 <p>(イ) 規模、形態・意匠</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基調となる周辺景観に調和する形態・意匠とし、必要最小限の規模とすること。 ・ 周辺の建築物の屋根や植生、防風林、その他周辺の景観の基調をなすものの高さを超えないように努めること。 <p>(ウ) 材料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとするとともに、設置箇所周辺の建築物等と調和した素材の使用に努めること。 ・ 反射光のある素材を極力使用しないように努め、やむを得ず使用する場合は、着色等の工夫をすること。 <p>(エ) 色彩等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観あるいは建築物等と調和した色調とすること。 ・ 使用する色数はできるだけ少なくすること。 ・ 光源で動きのあるものは、原則として避けること。 	<p>(ウ) 材料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくい素材を用いること。特に別荘地内においては自然素材等の使用に努めること。 ・ 反射光のある素材は原則として使用しないこと。 	<p>(イ) 色彩等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の自然景観と調和した色調とすること。 ・ 使用する色数はできるだけ少なくすること。 ・ 光源で動きのあるものは、原則として避けること。
(2) 土地の形質の変更			
変更後の土地の形状、修景、緑化等	<p>(ア) 土地の形質の変更は最小限にとどめ、やむを得ない場合でも法面ができるだけ生じないように緩やかなこう配とし、緑化に努めること。</p> <p>(イ) 擾壁を必要とする場合は、材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の景観との調和を図ること。</p> <p>(ウ) 水辺等は極力保全し、活用するように努めること。</p>	<p>(イ) 擾壁を必要とする場合は、できる限り自然石等で表面化粧するよう努めること。</p>	
(3) 土石の採取及び鉱物の掘採			
採取等の方法、採取等後の緑化等	<p>(ア) 周辺からは目立ちにくいや、採取等の位置、方法を工夫し、敷地周辺の緑化等に努めること。</p> <p>(イ) 採取等後は、自然植生と調和した緑化等により修景すること。</p>	<p>(ア) 周辺からは目立ちにくいや、採取の位置、方法を工夫し、敷地周辺の緑化等に努めること。</p> <p>(イ) 採取等後は周囲の自然環境と調和した緑化等により修景すること。</p>	<p>(ア) 周辺からは目立ちにくいや、採取等の位置、方法を工夫し、敷地周辺の緑化等に努めること。</p>
(4) 屋外における物件の集積又は貯蔵			
集積、貯蔵の方 法及び遮へい 方法	<p>(ア) 物件を積み上げる場合には、高さをできるだけ低くするとともに、整然と、かつ威圧感のないように積み上げること。</p> <p>(イ) 道路から見えにくいように遮へいし、その際には植栽などを用い周辺の景観に調和するように努めること。</p>		

高社山麓・千曲川下流域景観育成重点地域景観計画における景観育成基準

区分	市街地	沿道	田園	山麓田園	山地・高原
(1) 建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更					
ア 配置	<p>(ア) 周辺と壁面線を合わせつつ、極力道路から後退し、連続した沿道の空間を構成するよう努めること。</p> <p>(イ) 隣接地と相互に協力して、まとった空間を生み出すように努めること。</p> <p>(ウ) 堆雪スペース等は、積雪期以外における周辺景観との調和に配慮すること。</p> <p>(エ) 敷地内に樹木や河川、水辺等がある場合は、これらを生かせる配置とすること。</p> <p>(オ) 千曲川や高社山、周辺の山並みへの眺望や、付近のランドマークとなる建築物等への眺望を極力阻害しない配置とすること。</p> <p>(カ) 電柱、鉄塔類はできるだけ目立たないよう設置すること。</p>	<p>(ア) 道路からできるだけ後退し、道路側に空地を確保するよう努めること。 大規模行為にあっては、特に支障がある場合を除いて、道路から5メートル以上後退するよう努めること。</p> <p>(イ) 隣地の敷地境界からできるだけ離し、ゆとりある空間を確保すること。</p>	<p>(ア) 道路からできるだけ後退し、道路側に空地を確保するよう努めること。</p>	<p>(ア) 道路からできるだけ後退し、良好な空間の確保に努めること。大規模行為にあっては既存樹林を残置できるように道路から10メートル以上後退するよう努めること。</p>	
イ 規模	<p>(ア) 周辺の基調となる家並みから著しく突出した印象を与えない規模、建築物等と敷地の釣り合い、高さとすること。</p> <p>(イ) 高さは周辺のまち並みとしての連続性に配慮するとともに、高層の場合は、圧迫感を生じないよう努めること。</p>	<p>(ア) 千曲川や高社山、周辺の山並みへの眺望をできるだけ阻害しないようにするとともに、周囲の基調となる景観からから著しく突出した印象を与えない規模、建築物等と敷地の釣り合い、高さとすること。</p> <p>(イ) 各々の建築物等の規模、高さは極力抑え、周辺の自然景観、田園景観等との調和に努めること。特に樹林に隣接した位置については、樹高を超えない高さとなるよう努めること。</p>	<p>(ア) 千曲川や高社山、周辺の山並みへの眺望をできるだけ阻害しないようにするとともに、周囲の田園や河岸崖、丘陵等から著しく突出した印象を与えない規模、建築物等と敷地の釣り合い、高さとすること。</p>	<p>(ア) 田園や背景となる山並みへの眺望を極力阻害しない配置とすること。特に眺望の対象となるりょう線や斜面上部への配置はできるだけ避けること。</p>	<p>(ア) 田園の樹林や池沼、背景となる山並みへの眺望を極力阻害しない配置とすること。地形の高低差がある場合はそれを生かして周辺の自然景観に調和するような配置とし、稜線や斜面上部への配置はできるだけ避けること。</p> <p>(カ) 電柱、鉄塔類は樹林内等のできるだけ目立たない位置に設置すること。</p>
ウ 形態・意匠	<p>(ア) 周囲の建築物等の形態との調和に努めること。また、地域の伝統的な形態・意匠等の活用にも努めること。</p> <p>(イ) 屋根の形状は雪の処理等により困難なものを除き、できるだけこう配屋根にするよう努めること。また、建築物等の正面のデザインに特に留意し、都市美やランドマークの育成にも努めること。</p> <p>(ウ) 壁面は、大規模な平滑面が生じないよう、陰影等の処理に配慮すること。</p>	<p>(ア) 高社山や背景となる山並みのスカイライン、千曲川沿い等の樹林、周囲の建築物等の形態との調和に努めること。また、地域に伝統的な形態・意匠がある場合は、その活用にも努めること。</p> <p>(イ) 屋根の形状は雪の処理等により困難なものを除き、できるだけこう配屋根で適度な軒の出を有するものとし、こう配は背景のスカイラインや周囲の建築物等との調和に努めること。</p> <p>(ウ) 壁面等は、大規模な平滑面が生じないよう、陰影等の処理に配慮すること。</p>	<p>(ア) 高社山や背景となる山並みのスカイライン、河川沿いの樹林、周囲の建築物等の形態との調和に努めるとともに、地域に伝統的な形態・意匠がある場合は、その活用にも努めること。また、宿泊施設街や保健休養地域においては、相互の建築物等の形態・意匠の調和に配慮するよう努めること。</p>		

区分	市街地	沿道	田園	山麓田園	山地・高原
ウ 形態・意匠	(イ) 周辺の基調となる建築物に比べて、規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により、圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図ること。				
	(オ) 屋上の設備は外部から見えにくいよう、壁面、ルーバーで覆う等の工夫をすること。				
	(カ) 屋外階段、ベランダ、パイプ類等の付帯設備や付帯の広告物等は、煩雑な印象を与えないよう、デザインに配慮し、建築物等本体との調和を図ること。				
	(キ) 河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮すること。				
エ 材料	(ア) 周辺景観と調和し、耐久性に優れた材料を用いること。また、地域で伝統的に用いられている素材がある場合は、その活用に努めること。		(ア) 周辺景観と調和し、耐久性に優れた材料を用いること。また、地域に伝統的な素材がある場合は、その活用に努めること。特に宿泊施設街や保健休養地域においては、できるだけ自然素材の使用に努めること。		
	(イ) 反射光のある素材を使用する場合は周辺との調和に十分配慮すること。	(イ) 反射光のある素材を極力用いないように努めること。			
オ 色彩等	(ア) けばけばしい色彩とせず、周囲の建築物等と調和した色調とすること。また、積雪期における周辺景観との調和にも配慮すること。		(ア) けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の自然景観や積雪期における周辺景観と調和した色調とすること。また、宿泊施設街や保健休養地域においては相互の建築物との調和に配慮すること。		
	(イ) 多色使い、アクセント色の使用等に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。	(イ) 使用する色数はできるだけ少なくするよう努めること。			
	(ウ) 照明を行う場合は、設置場所周辺の環境に留意し、過度なものとならないように留意すること。				
オ 色彩等	(イ) 光源で動きのあるものは、周辺景観との調和に留意すること。	(イ) 光源で動きのあるものは、原則として避けること。			
カ 敷地の緑化	(ア) 敷地内に優れた樹木等がある場合は、可能な限り保存若しくは移植し、修景に生かすこと。				
	(イ) 建築物等の周囲は積雪、堆雪等の状況を考慮した上でできるだけ緑化し、圧迫感威圧感の軽減に努めること。				
	(ウ) 駐車場、自転車置場等を設ける場合には、道路等から直接見えにくいように周囲の緑化に努めること。				
	(イ) 緑化に使用する樹種は、地域の風土にあったものとし、特に道路等の公共空間や周囲の緑化との連続性に配慮すること。	(イ) 緑化に使用する樹種は、周辺の樹林や緑地と調和した地域の風土にあったものとするように努めること。	(イ) 緑化に使用する樹種は、周辺の樹林等の景観と調和させるとともに、周辺に自生する樹種の活用に努めること。		
	(オ) 河川等がある場合は、樹木を活用して、水辺の景観に配慮すること。				
	(カ) 敷地境界に遮へい物を設ける場合は自然素材を用いる等、周辺景観と調和するよう配慮すること。特に現状において生垣が形成されている集落内沿道では、やむを得ない場合を除き生垣とすること。				

区分	市街地	沿道	田園	山麓田園	山地・高原
キ 公衆の関心を引き目的で外観に施される形態又は色彩その他の意匠(特定外観意匠)に関する付加基準	<p>(ア) 配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路等からできるだけ後退させるよう努めること。 ・千曲川や高社山、周辺の山並みへの良好な眺望が得られる場合は、その眺望を極力阻害しないように努めること。 ・建築物等の屋上への掲出は、眺望を阻害しないようにできるだけ控えること。 <p>(イ) 規模、形態・意匠</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基調となる周辺景観に調和する形態・意匠とし、必要最小限の規模とすること。 ・周辺の建築物の屋根の高さを超えないよう努めること。 <p>(ウ) 材料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとともに、設置箇所周辺の建築物等と調和した素材の使用に努めること。 反射光のある素材は極力使用しないよう努め、やむを得ず使用する場合は、着色等の工夫をすること。 ・ <p>(エ) 色彩等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・けばけばしい色彩とせず、周辺の建築物等と調和した色調とすること。 ・多色使いに際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。 ・光源で動きのあるものは、原則として避けること。 	<p>(ア) 配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路からできるだけ後退させるよう努めること。 ・千曲川や高社山、周辺の山並み等への眺望を阻害しないよう努めること。 ・建築物等の屋上への掲出は、眺望を阻害しないようにできるだけ控えること。 <p>(イ) 規模、形態・意匠</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基調となる周辺景観に調和する形態・意匠とし、必要最小限の規模とすること。 ・周辺の建築物の屋根や植生、その他周辺の景観の基調をなすものの高さを超えないよう努めること。 <p>(ウ) 材料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくい素材を用いるとともに、自然素材等の使用に努めること。 ・反射光のある素材は原則として使用しないこと。 <p>(エ) 色彩等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観あるいは建築物等と調和した色調とすること。 ・使用する色数はできるだけ少なくすること。 ・光源で動きのあるものは、原則として避けること。 			
(2) 土地の形質の変更					
変更後の土地の形状、修景、緑化等	<p>(ア) 土地の形質変更是最小限にとどめ、やむを得ない場合でも法面ができるだけ生じないように緩やかなこう配とし、緑化に努めること。</p> <p>(イ) 擁壁を必要とする場合は、材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の景観との調和を図ること。</p> <p>(ウ) 敷地内にある良好な樹林、樹木、河川、水辺等は極力保全し、活用するように努めること。</p>				
(3) 土石の採取及び鉱物の掘採					
採取等の方法、採取等後の緑化等	<p>(ア) 周辺からは目立ちにくいや、採取等の位置、方法を工夫し、敷地周辺の緑化等に努めること。</p> <p>(イ) 採取等後は周囲の自然環境と調和した緑化等により修景すること。</p>				
(4) 屋外における物件の集積又は貯蔵					
集積、貯蔵の方法及び遮へい方法	<p>(ア) 物件を積み上げる場合には、高さをできるだけ低くするとともに、整然と、かつ威圧感のないように積み上げること。</p> <p>(イ) 道路等から見えにくいよう遮へいし、その際には植栽の実施、木塀の設置等周辺の景観に調和するよう努めること。</p>				